



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年12月14日（火）
問い合わせ先
九都県市首脳会議について
都市経営戦略部
参事：石井 保
担当：井上
電話：829-1064
内線：2144
要望文の内容について
介護保険課
課長：横川 康夫
担当：佐々木
電話：829-1265
内線：3041

**九都県市首脳会議「有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について」
に係る要望の結果について**

令和3年10月25日に開催された第80回九都県市首脳会議での合意に基づき、さいたま市が九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）を代表して、国に対して要望を実施しました。

その概要は、下記のとおりです。

1 実施時期

令和3年12月13日（月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送にて実施しました。

2 要望先

厚生労働省

3 要望書

別添のとおり

有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、高齢化の進展に伴い年々増加し、地域における多様なニーズの受け皿となっているところである。

一方、当該施設の運営に当たっては、同一グループが運営する住宅併設型の介護サービス事業所等の利用に限定・誘導する、いわゆる「囲い込み」や、事業者本位のサービス提供による過剰・過少サービスといった様々な課題が指摘されている。

このため、地方自治体（都道府県、指定都市及び中核市）による施設への指導が欠かせないところであるが、老人福祉法では施設の義務として「帳簿の作成」や「入居者への情報の開示」等が規定されているだけであり、これ以外の規定については、国の標準指導指針を参考として各自治体が指導指針を策定することとなっている。

地方自治体は、この指導指針に基づき事業所に対し実地指導等を行っているが、自治体が策定する指針には法的拘束力がないことを理由に事業者が指導に従わないことがあり、現行の法制度による指導の限界が課題となっている。

一都三県には、全国の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の約20%が集中しており、地方自治体の適切な指導が不可欠である。

については、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への規制や指導の実効性を高めることにより、当該施設の適正な運営及び入居者の権利と尊厳を確保するため、次の事項を要望する。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、国の標準指導指針に定める項目に関し、指導の実効性を確保するよう整備すること

また、改善指導、改善命令、事業の制限（停止）命令など行政指導及び行政処分を行う際の手順及び留意点を明示すること

令和3年12月13日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

川崎市市長

さいたま市長

相模原市長

神谷 俊一

大野 元裕

熊谷 俊人

小池 百合子

黒岩 祐治

山中 竹春

福田 紀彦

清水 勇人

本村 賢太郎